

福岡市公報

令和7年1月23日 第7115号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

—目
告次—
示

ページ

- 指定管理者の指定（第18号）…………… 1
○指定管理者の指定（第19号）…………… 2
○市道の区域の変更（第20号）…………… 2

公 告

- 一般競争入札の実施（第19号）…………… 3
○開発行為に関する工事の完了（第20号）…………… 4
○建築許可に係る公開による意見の聴取（第21号）…………… 4

教 育 委 員 会

- 指定管理者の指定（告示第1号）…………… 5
○指定管理者の指定（告示第2号）…………… 7

南 区

- 住民票の消除（告示第1号）…………… 7

告 示

福岡市告示第18号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市立小呂保育所条例第9条の規定により次のように告示する。

令和7年1月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立小呂保育所	福岡市西区大字小呂島

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市西区愛宕浜四丁目49番1号

福岡市漁業協同組合

代表理事組合長 藤野 秀司

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

福岡市告示第19号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市ヨットハーバー条例第18条前段の規定により次のように告示する。

令和7年1月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市ヨットハーバー	福岡市西区小戸三丁目 ヨットハーバー北防波堤及び南防波堤並びに陸岸により囲まれた海面

2 指定管理者の名称並びに構成団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
小戸サンセットハーバー共同事業体

代表者 山口県宇部市港町一丁目13番5号

株式会社 ササキコーポレーション

代表取締役 佐々木 勝吉

福岡市西区愛宕浜四丁目49番1号

福岡市漁業協同組合

代表理事 藤野 秀司

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和11年3月31日まで

福岡市告示第20号

市道の区域を次のように変更したので、道路法第18条第1項後段の規定により公示する。

その関係図面は、福岡市役所（道路下水道局管理部路政課）においてこの告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年1月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

路線番号	路 線 名	区 間	旧 新 別	道路の区域	
				敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)

早良1551	田村1551号線	早良区田村四丁目594番 1 地先から 同 593番17地先まで	旧	4.00～7.85	78.00
			新	5.75～8.00	78.00

公 告

福岡市公告第19号

地方自治法第234条第 1 項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の 6 及び福岡市契約事務規則第 5 条の規定により次のように公告する。

令和 7 年 1 月 23 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木 A	福岡（天神二丁目 5）地区下水道築造工事	総合評価落札方式
一般土木 B	県道後野福岡線交差点改良工事（その 2）	
	貝塚駅周辺土地区画整理事業電線共同溝築造工事（その 1）	
	福岡（赤坂三丁目 2 外）地区下水道築造工事	
	姪の浜第 3 雨水幹線（3）築造工事	
	博多（下川端町）外地区下水道築造工事	
	福岡（桜坂二丁目外）地区下水道築造工事	
	奈多（美和台三丁目）外地区下水道築造工事	
	博多体育館駐車場整備工事	
	県道都地姪浜線自転車通行空間整備工事（その 1）	
	福岡（桜坂二丁目 2 外）地区下水道築造工事	
管 A	舞鶴小中学校校舎増築衛生設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku-info/keiyaku_hp/contract_index.html

(2) 期間

この公告の日から令和7年1月30日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第20号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年1月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市早良区次郎丸二丁目191番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市中央区赤坂二丁目5番50号

株式会社 ポールスター

福岡市公告第21号

建築基準法第48条第15項の規定に基づき、同条第12項ただし書の規定による建築許可について、利害関係を有する者の出頭を求め、公開による意見の聴取を行うので、同条第17項の規定により次のように公告する。

令和7年1月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 意見の聴取の日時

令和7年1月28日（火）午後7時

2 意見の聴取の場所

福岡市東区松島一丁目39番1号

福岡市立松島小学校

3 許可しようとする建築物の建築の計画

申請者の住所及び氏名	敷地の位置	用途地域	建築物の用途	工事種別
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市教育委員会教育環境部施設課長	福岡市東区松島一丁目11区3番1、11区8番1、11区8番5及び2006番	工業地域	小学校	増築

教育委員会

福岡市教育委員会告示第1号

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市立市民センター条例第17条前段の規定により次のように告示する。

令和7年1月23日

福岡市教育委員会

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地	指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名（共同事業体にあつては、指定管理者の名称並びに構成団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）	指定の期間
福岡市立中央市民センター（福岡市中央区赤坂二丁目）	福岡市中央区天神四丁目7番17号 株式会社 シンコー 代表取締役社長 榎本 澄男	令和7年4月1日から 令和7年10月31日まで
福岡市立早良市民センター（福岡市早良区百道二丁目）	さわら市民と街のCONNECTパートナー 代表者 福岡市博多区博多駅前四丁目14番1号 太平ビルサービス株式会社 代表取締役 狩野 伸彌 福岡市博多区須崎町5番17号 LAMP須崎5階 株式会社 福岡市民ホールサービス 代表取締役社長 山方 浩 福岡市南区向野一丁目12番10号 メゾン・ド・シャトラン519号 一般社団法人 九州地域舞台芸術振興会 代表理事 本田 範隆	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
	NEXT博多市民センター共同企業体 代表者 東京都千代田区内幸町一丁目1番1号	

福岡市立博多市民センター（福岡市博多区山王一丁目）	株式会社 日比谷花壇 代表取締役 宮島 浩彰 福岡市中央区大手門二丁目1番10号西鉄大手門ビル内 株式会社 九州ビルサービス福岡 代表取締役 権藤 尚彦 福岡市南区大楠三丁目26番25号 株式会社 九州ハートス 代表取締役 前田 征道	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
福岡市立城南市民センター（福岡市城南區片江五丁目）	九電ビジネスフロント・九州メンテナンスJV 代表者 福岡市中央区天神二丁目12番1号 株式会社 九電ビジネスフロント 代表取締役社長 内野 健治 福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号 九州メンテナンス株式会社 代表取締役社長 佐川 泰弘	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで
福岡市立西市民センター（福岡市西区内浜一丁目）	GO GO WEST！ にしみん JR／MECCS共同事業体 代表者 福岡市博多区博多駅中央街7番21号 JR九州サービスサポート株式会社 代表取締役社長 森 勝之 福岡市博多区博多駅東二丁目5番28号博多偕成ビル8F 株式会社 メックステクノ九州 代表取締役社長 末永 裕章	令和7年4月1日から 令和12年3月31日まで

	福岡市博多区博多駅前三丁目 8 番 10 号 J R 九州エージェンシー株 式会社 代表取締役社長 盛澤 篤司	
--	--	--

福岡市教育委員会告示第 2 号

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定をしたので、福岡市立雁の巣児童体育館条例第 7 条前段の規定により次のように告示する。

令和 7 年 1 月 23 日

福岡市教育委員会

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市立雁の巣児童体育館	福岡市東区雁の巣一丁目

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名

福岡市東区雁の巣一丁目 6 番 20 号

福岡市立雁の巣児童体育館管理運営委員会

会長 石井 秀子

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

南 区

福岡市南区告示第 1 号

住民基本台帳法施行令第 12 条第 1 項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第 4 項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から 1 月間福岡市南区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和 7 年 1 月 23 日

福岡市南区長 内 藤 玲 子

住 所	氏 名	消除年月日
-----	-----	-------

福岡市南区大橋三丁目 7 番18号 足立コーポ203号	神宮 正二	令和 6 年12月20日
福岡市南区井尻三丁目26番27－201号 ビンテージツキヤマ	坂井 大喜	
福岡市南区弥永五丁目24番16号 サンシャインハヤシビル304号	湯浅 拓磨	
福岡市南区弥永団地 1 番608号 市営弥永住宅 1 棟	板谷 正美	
福岡市南区三宅二丁目21番21－205号 パルティール西大橋	池田 佳弥	
福岡市南区三宅二丁目31番 1 －205号 ドリームパレス大橋七番館	山田 泰雅	
福岡市南区鶴田四丁目 6 番 8 号	清水 弘美	